

議案3 監事監査規則の改正について（案）

監事監査規則では、東京都居住支援協議会の活動について監事が行う監査に必要な事項および会則第5条第3項の監事の選任に関する取扱いについて定めております。

監事監査規則の第5条（監査報告書）につきまして、監査報告書には作成年月日を付し記名押印をすると定めておりますが、この度、東京都が進めている「はんこレス」の取組を踏まえ、押印を廃止し署名とする旨の監事監査規則改正案を付議いたします。